

### 3. 令和3年度業務実績評価結果

独立行政法人の業務実績の評価については、独立行政法人通則法により、主務大臣による評価を受けることとされている。

当機構では、「令和3年度業務実績等報告書」を作成し、自己評価を行ったうえで6月に国土交通大臣に提出した。その後、大臣より評価結果の通知を受けた。

#### ●「項目別評定」※：鉄道助成業務は「B」の評価

評定に至った理由：

勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等については、法令その他の基準に基づき確実に処理するとともに、全ての受払を標準処理期間内に執行した。

また、第三者委員会の活用や職員研修の実施（受講率100%）により、鉄道助成業務を適正かつ効率的に執行するための業務改善・スキルアップに取り組むとともに、ガイドブックの配布（953部）等、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するための情報提供や周知活動を推進した。

（中略）

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められることからB評定とした。

※独立行政法人が策定した中期計画の達成に向け、中期計画に定める各項目別の業務活動について、当該年度における中期計画の所期の目標の達成レベルを5段階の評語を付すことにより行うもの。

#### <参考> 評価区分

S	法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A	法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。
<u>B</u>	<u>中期計画における所期の目標を達成していると認められる</u> （定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（注）平成25年度以前は、SS・S・A・B・Cの5段階

#### ●「総合評定」：機構全体として「B」の評価

（機構全体では、全34の評価項目のうち、「A」7項目及び「B」27項目）